

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長 (国税3)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	<p>過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業(コールセンター)に係る特別償却制度を、2年間延長する。</p> <p>延長:2年間</p> <p>根拠法令:過疎地域自立促進特別措置法第30条 租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、同法第45条第1項の表の第1号、同法第68条の27、同法施行令第6条の3、同法施行令第28条の9、第39条の56</p> <p>特別償却率:機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100)</p> <p>取得価額:2,000万円超</p>
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和45年創設</p> <p>平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加(直近14年)</p> <p>平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加</p> <p>平成17年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成21年度:適用期限の1年延長</p> <p>平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の1年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加</p> <p>平成23年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成25年度:適用期限の2年延長</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○過疎地域自立促進特別措置法第30条 「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事</p>

			<p>業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」</p> <p>○租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、第45条第1項の表の第1号、第68条の27、同法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展にも留意しつつ、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。また、地域の資源や特性を活かした創意工夫ある取組を支援する。」こととされている。</p>																																																							
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>27年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p>																																																							
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を講ずることにより、過疎地域への企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図ることができる。</p>																																																							
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1" data-bbox="582 1568 1372 1944"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">適用者数(件)</th> <th colspan="3">適用件数(件)</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>47</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>436</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>383</td> <td>8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>38</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>295</td> <td>8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H26(見込み)</td> <td>41</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>371</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H27(見込み)</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>350</td> <td>7</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H28(見込み)</td> <td>40</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>339</td> <td>7</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H26(見込み)についてはH23~25の3年平均で算出。 H27(見込み)についてはH24~26(見込み)の3年平均で算出。</p>		適用者数(件)			適用件数(件)			製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター	H23	47	-	-	436	-	-	H24	39	3	-	383	8	-	H25	38	4	-	295	8	-	H26(見込み)	41	2	-	371	5	-	H27(見込み)	39	3	-	350	7	-	H28(見込み)	40	3	-	339	7	-
	適用者数(件)				適用件数(件)																																																					
	製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター																																																				
H23	47	-	-	436	-	-																																																				
H24	39	3	-	383	8	-																																																				
H25	38	4	-	295	8	-																																																				
H26(見込み)	41	2	-	371	5	-																																																				
H27(見込み)	39	3	-	350	7	-																																																				
H28(見込み)	40	3	-	339	7	-																																																				

		<p>H28（見込み）についてはH25～27（見込み）の3年平均で算出。</p> <p>過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるため、適用者数が想定外に僅少なものではない。</p> <p>また、適用者数の内訳を見ると、平成25年度の実績のあった適用者数42件のうち、適用市町村は、36団体となっており、地域に偏りなく適用されている。</p>												
②	減収額	<table> <tr> <td>平成23年度</td> <td>3.1億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>2.8億円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>2.9億円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度（見込み）</td> <td>2.8億円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度（見込み）</td> <td>2.8億円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度（見込み）</td> <td>2.8億円</td> </tr> </table>	平成23年度	3.1億円	平成24年度	2.8億円	平成25年度	2.9億円	平成26年度（見込み）	2.8億円	平成27年度（見込み）	2.8億円	平成28年度（見込み）	2.8億円
平成23年度	3.1億円													
平成24年度	2.8億円													
平成25年度	2.9億円													
平成26年度（見込み）	2.8億円													
平成27年度（見込み）	2.8億円													
平成28年度（見込み）	2.8億円													
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H23～H25）</p> <p>本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることに寄与している。</p> <p>これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。</p> <p>また、本特例措置の拡充延長により、平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,380人になると見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待されるところである。</p> <p><small>・H28の雇用増加人員（見込み）については前3カ年の平均で算出。その際、H26、27の雇用増加人員（見込み）についても前3カ年の平均で算出。</small></p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H23～H25）</p> <p>直接的な目標の効果として、これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：H23～H25）</p> <p>本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成23年度3.1億円、平成24年度2.8億円、平成25年度2.9億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H23～H25）</p> <p>本特例措置は課税の繰り延べであり、基本的に減収効果は発生しない。</p> <p>一方で、本特例措置は、過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p> <p>過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるが、本特例措置により、過疎地域における「雇用増加人員」は、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、将来的にも平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,380人になると見込んでおり、効果があると言える。</p>												

			・H28の雇用増加人員(見込み)については前3カ年の平均で算出。その際、H26、27の雇用増加人員(見込み)についても前3カ年の平均で算出。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、課税の繰り延べであるので、基本的に減収効果は発生しない。また、課税の繰り延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、補助金は公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業所による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置によって、民間事業者等に対して直接的に課税の繰り延べを認め、初期投資の負担を軽減するとともに、「事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置」によって、地方自治体が地方税減免措置した場合の減収を補填することで、民間事業者等に対して間接的に支援している。</p> <p>多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げるものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>過疎法では、過疎地域の市町村は市町村計画を定めることができ、その中の一つの事項として産業の振興が位置づけられている。そのうち、企業誘致の一つの方策として過疎法第30条により特別償却を行うことが規定されている。</p>
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月

減収見込額積算根拠

(平成26年度見込み)	275百万円
(平成27年度見込み)	280百万円
(平成28年度見込み)	280百万円

【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成23年度	436	1,022,398
平成24年度	391	1,099,339
平成25年度	303	1,117,809
平成26年度(見込み) ※平成23年度～25年度平均	376	1,079,849
平成27年度(見込み) ※平成24年度～26年度平均	357	1,098,999
平成28年度(見込み) ※平成25年度～27年度平均	346	1,098,886

・平成26年度減収見込額

$$1,079,849 \quad \times \quad 0.255 \quad = \quad 275,361 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成27年度減収見込額

$$1,098,999 \quad \times \quad 0.255 \quad = \quad 280,245 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成28年度減収見込額

$$1,098,886 \quad \times \quad 0.255 \quad = \quad 280,216 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)